

建設発生土の有効利用及び搬出先の明確化等について

1 有効利用について

公共工事に伴って発生する建設発生土は、「鹿児島県における再生資源活用工事実施要領（土木）」及び「鹿児島県における再生資源活用工事実施要領（土木）その運用について」に基づき、有効利用に努めること。

なお、建設発生土の取扱いにあたっては、次の事項に留意すること。

- ・事業の計画・設計段階から必要な対策を検討し、可能な限り発生抑制に努める。
- ・可能な限り当該工事現場内での利用に努める。
- ・やむを得ず流用をする場合は、原則として、50kmの範囲内の他の公共工事へ搬出する。なお、各地区建設副産物対策連絡会議で調整済みの場合は、その調整結果を優先する。
- ・他の公共工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合は、市町村有地等のストックヤードもしくは土砂処分場に搬出する。
- ・民間工事等へ搬出する場合は、事業主務課と協議する。（公募の検討）

2 建設発生土の搬出先の確認等について

- 1) 建設発生土の搬出先の土砂流出の防止が図られるように、搬出先の法令遵守状況等も含め、監督職員は受注者の指導、監督に努めること。
- 2) 建設発生土の搬出先に全ての土砂を搬出完了後、監督職員は速やかに現地の確認を行うこと。
- 3) 建設発生土の搬出先に全ての土砂を搬出完了後、監督職員は受注者に対し、別添、「建設発生土受領書」を完成書類に含めて提出させ、確認を行うこと。（受注者は、当該建設発生土受領書又はその写しを工事完了日から5年を経過する日まで保存する義務あり）

3 再生資源利用促進計画書の提出等について

- 1) 建設発生土の自工区内利用、現場外搬出がある場合は、数量の大小にかかわらず、受注者に対し、「再生資源利用促進計画書」を施工計画書に含めて発注者に提出させるとともに、その内容を説明させること。

また、工事完成后、速やかに再生資源利用促進計画の実施状況の記録を完成図書に含めて提出させること。

2) 再生資源利用促進計画への記載事項は以下のとおりとする。

- ①受注者の商号等
- ②工事現場に置く責任者の氏名
- ③工事現場内における利用量又は他の工事現場等への搬出量
- ④搬出先の名称及び所在地
- ⑤再生資源利用促進率
- ⑥再生資源利用促進計画の作成日又は変更日
- ⑦その他、再生資源の利用の促進に関する事項

3) 再生資源利用促進計画作成後に受注者が実施する必要がある事項

- ①再生資源利用促進計画の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更し、その内容を発注者に報告すること。
- ②再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲げること。
- ③再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録を当該工事の完成後5年間保存すること。

4 積算及び条件明示について

建設発生土に関しては、その有効利用や適正処分を図るため、以下に示す条件を特記仕様書において明示すること。

- ・同一現場内での利活用に必要な情報（流用土の使用を明示する等）
- ・受入場所（工事間利用の受入工事箇所、仮置場、土砂処分場）の名称、所在地
- ・受入場所までの距離、時間
- ・その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報 等

また、明示した条件に対しては、運搬費、処分費等の費用を適正に計上すること。

5 適用年月日

令和5年4月1日以降の入札執行するすべての土木工事

【参考】

○ 特記仕様書への記載例

特記仕様書への記載内容は以下のとおりとする。

第○条

- 1) 本工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。
 - (1)受入場所の名称：道路改築工事（○○○R4-1工区），○○○処分場 等
 - (2)受入場所の所在地：○○○市○○○町○○○番地
 - (3)受入時間帯：○○時○○分～○○時○○分
 - (4)仮置き等：必要な場合は，その場所を明示する。
 - (5)搬出土の土質：○○○土質（主な土質）
 - (6)搬出土量：約○○，○○○m³
 - (7)運搬距離，時間：○○○k m（片道），約○○分
- 2) 「再生資源利用促進計画書」を作成し，施工計画書に含めて提出するとともに，その内容を発注者に説明すること。
- 3) 再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲げること。
- 4) 再生資源利用促進計画の記載事項に変更が生じた場合は，速やかに変更し，その内容を発注者に報告すること。
- 5) 工事完成後，速やかに再生資源利用促進計画の実施状況の記録を完成図書に含めて提出すること。
- 6) 再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録を工事の完成後5年間保存すること。
- 7) 土質試験が必要な場合は，試験項目や回数について搬出先と双方協議し決定すること。
- 6) 工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は，監督職員と協議の上，その指示によること。

○ 関係通知

- ・ 令和4年度国土交通省所管事業の執行について R4. 4. 1
（国土交通事務次官通達）
- ・ 公共工事の円滑な施工確保に向けた取組について R4. 4. 1
（総務省自治行政局行政課長，国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通達）
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について R4. 5. 20
（総務大臣，国土交通大臣）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律の改正 R4. 8. 30
（環境省）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律・国土交通省令第65号改正 R4. 9. 2
（国土交通省）
- ・ 建設工事標準契約約款の実施について R4. 9. 2
（中央建設業審議会会長）
- ・ 建設発生土の有効利用について R4. 9. 9
（九州地方建設副産物対策協議会）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律・国土交通省令第6号改正 R5. 3. 3
（国土交通省）

(受領書記載例)

令和〇年〇〇月〇〇日

(搬出元)

株式会社 ○〇〇建設
○○ ○〇 殿

(搬出先)

●●●●●処分場
代表取締役 ●● ●●●

建設発生土受領書

- 搬出先の名称及び所在地 : ●●●●●処分場
鹿児島県●●●市○○○町○○番地●地内
- 搬出先の管理者の商号, 名称 : 株式会社 ○○○○○
- 搬出元の名称及び所在地 : 道路改築工事 (●●工区)
鹿児島県●●●市○○○町○○番地●地内
- 土砂の搬出量 : 第1種建設発生土 約○○,○○○m³
- 搬入が完了した日 : 令和〇年〇〇月〇〇日

【参考】建設発生土の流れ(搬出)

